

児童虐待対応マニュアル

笑福キッズ

目 次

1	子どもへの虐待とは	P	1
2	虐待における保育園の役割	P	2
3	虐待発見のポイント	P	3
4	虐待が疑われたら	P	4
5	虐待予防チェックシートの記録	P	5
6	関係機関との連携	P	7
7	関係機関連絡先一覧	P	8

はじめに

子育て中には様々な問題や悩みが起こるが、家族間のストレスや経済的な問題、親子の孤立などの要因が重なり、虐待の引き金になることもある。

虐待は子どもにとって生命の危険や障害の可能性があり、また、発育・発達の遅れなどの身体症状や情緒不安定、感情抑制、強い攻撃性などの精神症状があらわれることもある。他人とのコミュニケーションがうまくとれず、様々な問題行動を引き起こすこともあり、成人してから不安や苦しみを抱え続けたり、次の世代に引き継がれていくこともあるなど、心身に深刻な影響を与える。しかし、子どもは自分からは援助を求められないため、子どもに関わる者が発見し介入することが重要である。

保育園では子どもとその家族に日常的に接していることから、虐待の早期発見においてきわめて重要な役割を担っている。私たちはこの問題の知識と理解を深め、子どもの人権を守り、虐待を防止していかなければならない。また、虐待をしている親自身が悩み、やめたいと望んでいる場合も多く、親子ともに暖かい支えと適切な支援を行っていくことが必要である。

1. 子どもへの虐待とは

児童虐待の定義（児童虐待防止法より）

「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
(身体的虐待)
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
(性的虐待)
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
(ネグレクト)
- 四 児童に著しい暴言又は著しく拒絶的な反応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
(心理的虐待)

虐待とは「不適切な関わり」全般を指し、平成16年の法律改正では、①保護者以外の同居人による身体的・性的・心理的虐待と同様の行為を保護者が放置すること（ネグレクト）また、②子どもの目前での配偶者に対する暴力（ドメスティック・バイオレンス）も、子どもに著しい心理的外傷を与えるものであれば、心理的虐待として「児童虐待」に含まれることになった。

虐待の行為は大きく4つに分類されているが、ほとんどの場合重複して起こっている。

身体的虐待

- ・ 殴る、蹴るなどの暴力
- ・ タバコの火などを押しつける
- ・ 逆さづりにする
- ・ 戸外に長時間閉め込め など

性的虐待

- ・ 性的行為の強要
- ・ 性器や性交を見せる
- ・ ポルノグラフィーの被写体などを子どもに強要する など

ネグレクト（養育の放棄又は怠慢）

- ・適切な衣食住の世話をせず放置する
- ・病気なのに医師にみせない
- ・乳幼児を家に残したまま度々外出する
- ・乳幼児を車の中に放置する
- ・乳幼児を家に閉じ込める（保育園に登園させない）
- ・保護者以外の同居人による虐待を保護者が放置する など

心理的虐待

- ・無視、拒否的な態度
- ・罵声を浴びせる
- ・言葉によるおどかし、脅迫
- ・兄弟姉妹間での極端な差別扱い
- ・子どもの目の前でドメスティック・バイオレンス（配偶者に対する暴力）を行う など

2. 虐待における保育園の役割

児童虐待防止法第5条には、児童虐待の早期発見等として、「児童福祉施設職員は児童虐待の早期発見に努めなければならない」と努力義務が課せられている。子どもに毎日長時間関わる保育園の職員として、虐待やその兆しを発見しやすい立場にあることを自覚し、子ども「虐待の早期発見」に努めなければならない。

また、前段階として「虐待の発生予防」、そしてすでに「虐待が発生している家庭への援助」という役割も重要である。

①虐待の発生予防

- ・保育を通じて保護者の育児負担を軽減する
- ・職員や保護者同士の交流を通じて育児不安を和らげる。
- ・保育の専門家として、子育ての悩みについて助言・援助を行う
- ・地域活動を通して、地域子育て家庭の孤立を防ぐ等の支援を行う

②虐待の早期発見

- ・子どもの様子、家庭の様子への観察を怠らず、虐待の兆しを見逃さないようにする。
- ・虐待予防チェックシートを活用する
- ・虐待の可能性が疑われたら、速やかに園長に伝える。

③虐待が発生している家庭への援助

- ・園長と保育士が役割分担し、チームで対応する。
- ・信頼関係を保持しながら、関係機関と連携して援助する。
- ・関係機関とは市町村や児童相談所、児童福祉施設、保健所、医療機関、警察など

【子どもへの対応】

- ・子どもの味方であることを伝え、まず安心感をもたせる。
- ・声かけを多くするなど触れあう機会を増やし、十分な受け止めをし、子どもが愛されているという実感を持てるように関わる。ただし、子どもの親代わりになるのではなく、保育の専門家として、特有の関係に巻き込まれないようにすること。
- ・自己達成感を通じて自信が持てるような機会をつくる。
- ・子どもの安全を最優先し、見守りの中でいつもと異なる変化が見られたら、速やかに関係機関に連絡する。

【保護者への対応】

- ・できるだけ接触の機会を多くするように心がける。
- ・追求や非難をしない。追い詰めないことが鉄則。
- ・不安、怒り、つらさ、悲しみを受けとめ、気持ちにより添う。(受容・共感)
- ・子育ての不安や悩みには、共に考える姿勢を示し、気づきを援助する。

3. 虐待発見のポイント

次のような様子が複数見られたら、虐待の可能性を疑ってみる必要がある。子どもや親の様子・変化を注意深く見守ること。その際には具体的な情報を時系列的に記録する。

◎子どもの様子

身体面	<ul style="list-style-type: none"> ・不自然な傷（あざ・目の周りの傷・やけど）がよく見られる ・治療していない傷がある ・身長や体重の発達が著しくよくない ・言葉や精神発達の遅れがある ・身体が非常に汚れている（爪の伸び・耳垢・虫歯の多さ等） ・髪の毛やまつげ、眉毛を抜いてしまう
表情	<ul style="list-style-type: none"> ・語りかけに対して表情や反応が乏しい、笑わない、視線が合わない ・人の顔をうかがい、オドオドしたりビクビクした様子が見られる ・おびえた泣き方をする ・保護者と離れると安心した表情になる
行動	<ul style="list-style-type: none"> ・給食をむさぼるように食べたり、人に隠して食べる ・嘘をつくことが多い ・ささいなことに反応し、感情の起伏が激しく、パニックを起こしやすい ・衣服を脱ぐときに異常な不安を見せる ・落ち着きがなく警戒心が強い ・遊びが長続きしない ・小動物をいじめる ・年齢不相応な性的言動がみられる
他者との関わり	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が迎えに来ても喜ばず、帰りたがらないことが多い ・保護者の前では従順になる ・保育者を試したり、独占したがる、異常に甘える ・保育者や子どもとうまくかかわれない ・保育者や子どもに対して乱暴、威圧的、攻撃的である ・保育者や子どもとの身体接触を異常に怖がる
生活の様子	<ul style="list-style-type: none"> ・衣服がいつも不潔である ・基本的な生活習慣が身につけていない ・予防接種や健康診断を受けていない ・理由なく長期間欠席している

◎保護者の様子

子どもとの関わり	<ul style="list-style-type: none"> ・態度や言葉が拒否的である（誰かに預けたい、期待はずれな子、欲しくなかった子） ・叩いたり、怒鳴ったり、必要以上に厳しいしつけをしている ・乱暴に扱ったり、放置している ・子どもに対して冷淡、または無関心である（泣いてもあやさない、抱かない、無視する） ・子どもに能力以上のことを要求する ・兄弟姉妹に対して差別的である ・月齢や発達にふさわしい食事を与えない、料理をしない ・子どもの怪我・やけどに対する説明や、欠席の説明が不自然である
----------	--

他者との関わり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育者や他の保護者に対して消極的・否定的な態度をとったり、強く出たりする ・ 保育者や他の保護者との関係がもてない ・ 保育者との会話を避ける、または必要以上によくしゃべる ・ 説明の内容が曖昧でコロコロ変わる ・ 子どもに関する他者の意見に被害的・攻撃的になる
生活の様子	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の交流がなく孤立している ・ 不衛生な生活環境である ・ 夫婦間の暴力が認められる ・ 経済的に不安定である ・ 生活のリズムが乱れている
保護者自身のこと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表情が硬い ・ ひどく疲れている ・ 精神状態が不安定である ・ 被害観が強い、偏った思い込み、衝動的、未成熟等 ・ 連絡が取りづらい ・ 被虐待歴がある

4. 虐待が疑われたら

- ① 毎日子どもを保育する中で「いつもと違う」「どうしてあんなところに傷が」「十分に世話をしてもらっていないのでは」等、虐待が疑われたら、速やかに園長に伝える。虐待予防チェックシートを記入する。
- ② 保育士は家庭環境や保護者の心理状態、園児の様子を把握し、園長と相談の上、必要に応じ、児童相談所へ連絡する。
- ③ 職員は子どもの日常生活の見守りと安全の確保を第一に考え、関係機関と連携をとりながら継続的に援助していく。(園全体で情報を共有する)
- ④ 職員は保護者と子どものプライバシー保護については高い意識を身につけ十分配慮する。

プライバシーについて

* 通告は守秘義務に優先する

通告によって、児童福祉施設職員が刑法上の守秘義務違反に問われることはありません。

児童虐待防止法第6条第3項

* 虐待の通告は、本人の同意を得ずに行うことが可能です。

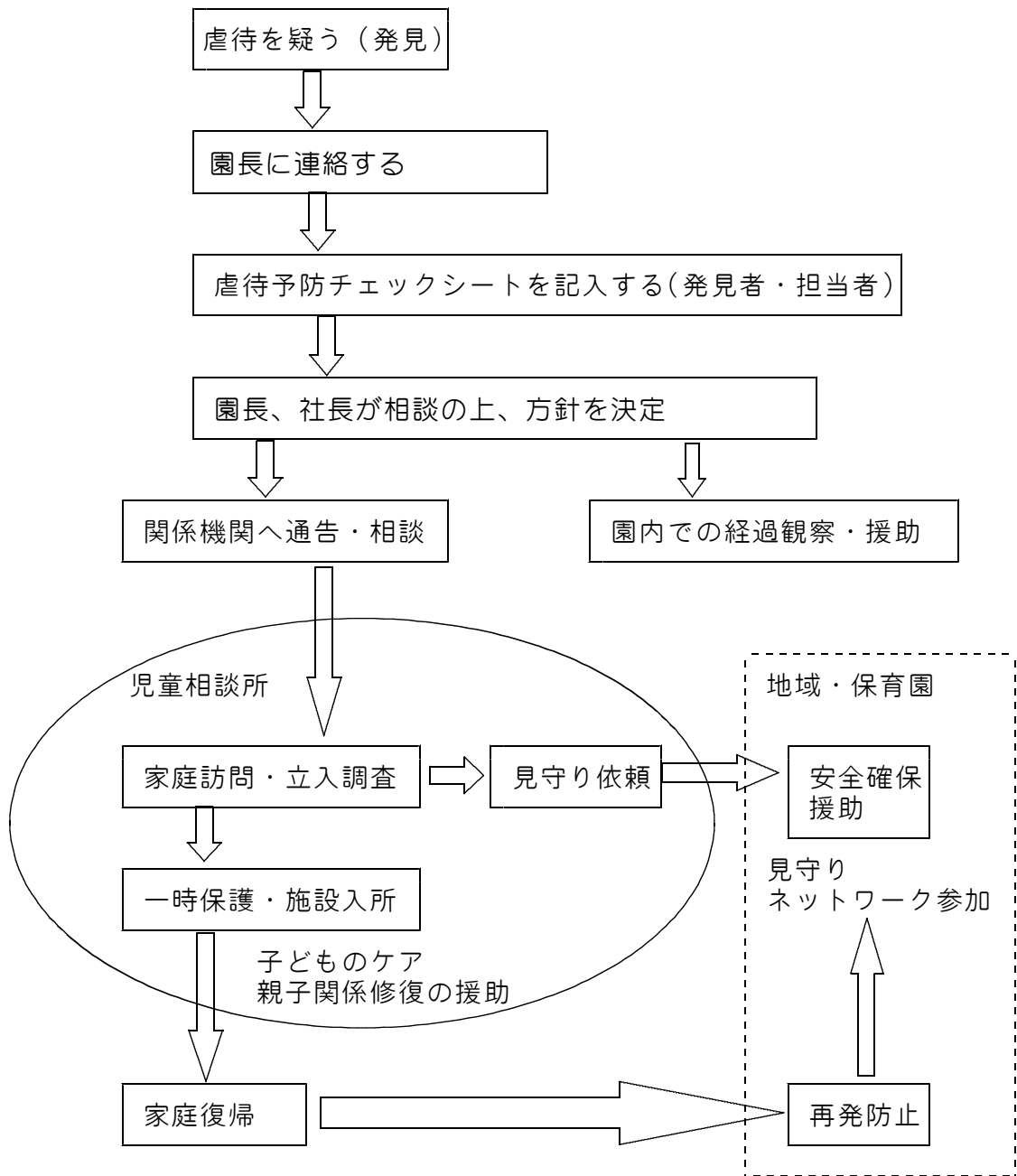
個人情報保護法第23条第1項第1号

* 現行法上では「虐待の事実がないことを知りながらあえて通告した場合や、それに準ずる場合を除き、法的責任を問われることはない」と解釈されています。

日本弁護士連合会子どもの権利委員会

「子どもの虐待防止・法的実務マニュアル第4版」

【フローチャート】



5. 虐待予防チェックシートの記録

虐待を疑った時から、記録を残すことが重要となる。次ページの「虐待予防チェックシート」を活用し、いつ、どこで、誰が、誰に、何を、どのようにということを、できるだけ正確に詳しく記録する。子どもがどんな言葉を使っている、どんな様子を見てそう感じたかを事実をもとに具体的に記録すること。また、チェックがつく場合、虐待を疑うだけでなく、保護者が子育てに悩んでいないか、親子関係は良好か、今後虐待につながる可能性はないか、などについても注意深く観察し、記録することが必要である。

職員全体で「虐待が疑われるかどうか」の視点を統一し、虐待の見逃しを防ぐためにも、チェックシートを活用すること。

虐待予防チェックシート

記録日：平成 年 月 日

記録者： _____

対象者 名前 _____

生年月日 年 月 日

		チェック項目	状況
登園時の様子	子ども	<input type="checkbox"/> 怪我（あざ、傷、こぶ、その他_____） <input type="checkbox"/> 表情（ぐずる、元気がない、暗い等） <input type="checkbox"/> 衛生面（身体の汚れ、異臭、同じ服、服の汚れ） <input type="checkbox"/>	
	保護者	<input type="checkbox"/> 態度 登園時（疲れている、その他_____） 分離時（子どもと視線をあわせない） <input type="checkbox"/> 遅刻の状況（事前連絡の有無等） <input type="checkbox"/> 忘れ物が多い <input type="checkbox"/>	
遊びと生活の様子	子ども	<input type="checkbox"/> 食事（がつつ食べる、飲み込み、その他） <input type="checkbox"/> 表情（ボーッとしている、無表情等） <input type="checkbox"/> おむつ交換、衣服の着脱時 <input type="checkbox"/> 友人関係（攻撃的、言葉づかい等） <input type="checkbox"/> 遊びの中での様子（人や物への独占欲、その他） <input type="checkbox"/> 体調不良 <input type="checkbox"/> 徘徊 <input type="checkbox"/> 午睡時（性器の露出等） <input type="checkbox"/>	
降園の様子	子ども	<input type="checkbox"/> 保護者を見る表情、会話 <input type="checkbox"/> 保護者と再会した時の態度の変化 <input type="checkbox"/>	
	保護者	<input type="checkbox"/> 態度 <input type="checkbox"/> 保育者を避ける <input type="checkbox"/>	
その他	その他の情報	<input type="checkbox"/> 家族の様子（母親・父親・祖父・祖母・夫婦間・その他_____） <input type="checkbox"/> 経済状況 <input type="checkbox"/> 就労状況（常勤・パート・その他） <input type="checkbox"/> 住まいの様子 <input type="checkbox"/> いつもと違う様子 <input type="checkbox"/>	
備考		対応	

保育士印	園長印	社長印
------	-----	-----

6. 関係機関との連携

虐待を生み出す家族は、複合的問題を抱えていることが多く、子どもを虐待から守り、家族修復までの息長い相談援助活動をすすめるためには、様々な関係機関との連携・ネットワークづくりが欠かせない。連携の際には、記録が重要となるので、園内で起こったこと、発見したこと等を具体的に記録しておく。

関係機関との連携の流れ

- ①まずは電話連絡し、対応を協議する。緊急時の連絡先を把握しておく。
- ②情報を提供し、緊急度の判断を待つ。

【緊急性あり（要保護）】

通告を受けた機関は、情報収集や家庭調査を迅速に行い、子どもの安全確認、事実確認、緊急度の判断を行う。そこで緊急度が高いと判断されれば、「立入調査」「一時保護」により子どもの安全を確保する。

【緊急性なし】

緊急度がそれほど高くなく、在宅での援助が可能と判断した場合は、地域の機関が連携して、それぞれの役割を担いながら虐待が起きないように家族を支援する。在宅処遇のケースは全体のほぼ7～8割を占めており、保護した場合でも家庭に復帰した段階で、再び在宅処遇の対象になることから、虐待援助の主力は地域での支援ということになる。
*その過程で子どもに危険が生じた時には、速やかに子どもを保護する。



保育園で「見守り・支援」を依頼された場合の留意点

- (1) キーパーソンとなる専門家が誰かを知る。
- (2) 支援に関わっているチームメンバーとそれぞれが担っている役割を理解する。
- (3) キーパーソンとなる専門家と十分な連携をとり、どこにポイントをおいて見守りどのような支援が必要かを具体的に理解する。
- (4) 保育園に期待されている役割を知る。また、保育園の見守りの限界について具体的にメンバーに伝える。
- (5) キーパーソンとなる専門家への報告のタイミングを打ち合わせる。(定期的な報告の方法・緊急と判断される場合の判断とその報告)
- (6) 定期的な報告や連絡

また、保育園は必要に応じて地域のネットワークの一員として牛久市要保護児童地域対策協議議会に加わり、積極的に情報の提供と役割分担をすることが求められる。

要保護児童地域対策協議会とは

被虐待児をはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために、関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要であるとの考え方から児童福祉法第25条に位置づけられた、地域の関係機関の児童虐待防止のためのネットワーク。構成員に守秘義務が課せられるとともに、中核となる調整機関を指定するなどにより、情報の共有化や効果的な支援が図られる。

ネットワークを組む利点

- ①多面的で柔軟な対応
複数の関係機関が関与することで、情報が集められやすく、対応策の組み合わせも広がる。家族を多様な側面から柔軟に支援できる。
- ②迅速・的確な対応
情報を共有することで問題状況の認識を統一し、援助方針の共通理解を図ることができる。情報交換の中でお互いの機能・役割を理解し、迅速・的確な対応ができる。
- ③援助者の支え合い
メンバーによる活動、検討を通して援助者相互の支援の場となる。

7. 関係機関連絡先一覧

	相談機関／電話番号	開設時間
茨城県 こども未来課	029-301-3252	月～金 8:30～17:15
<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待未然防止のための啓発活動、いばらき虐待ホットラインを通じた早期発見。 ・児童虐待通告に関する広報啓発 		
児童相談所	土浦児童相談所 029-821-4595	月～金 8:30～17:15
<ul style="list-style-type: none"> ・児童の一時保護、助言指導・継続指導、児童福祉施設入所措置、里親委託措置 ・児童家庭支援センターへの指導委託措置、児童福祉司指導措置、各種研修の実施 		
保健所	竜ヶ崎保健所 0297-62-2161	月～金 8:30～17:15
<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠、出産、子育てに関する相談対応 ・心の健康に関する正しい知識の啓発 ・相談対応を通じた早期発見 ・児童虐待の通告（市町村・児童相談所） 		
牛久市役所 こども家庭課	要保護児童対策地域協議会 029-873-2111	月～金 8:30～17:15
<ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童、児童虐待に係る通告及び相談の受理 ・相談対応を通じた早期発見 ・立入調査、一時保護、専門的な判定、児童福祉施設への入所等が必要なケースの児童相談所への送致 		
虐待電話相談	いばらき虐待ホットライン(県委託) 0293-22-0293	24時間対応
警察署	牛久警察署 029-871-0110	
<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所長からの委託を受けての児童の一時保護 		

平成29年8月1日制定